

名城法学

第70巻 第4号

論 説

- マクリーン事件判決の抜本的な見直し
—— 入国・在留に関する国際慣習法の5つの原則 ——
…………… 近 藤 敦 …… 1
- 中間者が介在する事例を不当利得とした最高裁判決
—— 騙取金による弁済の事例及び
いわゆるブルドーザ事件についての検討 ——
…………… 柳 勝 司 …… 23

研 究 ノ ー ト

- 韓国における女性役員登用問題
…………… 長谷川 乃 理 …… 71

論 文 紹 介

- 馬俊駒「中国民法の現代化と中国と西洋の法文化の統合」
…………… 松 田 恵美子 …… 102

法 学 会 記 事

名城大学法学会規約

名城大学法学会

2021

前 号 目 次 (第 70 卷 第 3 号)

論 説

外国判決の不承認・不執行と公正な裁判を受ける権利 (2・完)

—— 欧州人権裁判所の裁判例からの考察 ——

…………… 山 口 敦 子 …… 1

キャメロン保守党のインフラ整備政策

—— 新自由主義とその後の公共投資 ——

…………… 高 松 淳 也 …… 65

資 料

「鈴木九萬日記」(2)

—— 1948年1月1日～1950年4月30日 ——

…………… 矢 嶋 光 …… 109

評 議 員 (五十音順)

会 長

川藤藤木屋北原元地見藤岡藤村田浦松谷田
伊伊伊植飯河川川菊北近笹佐庄代杉高滝仁 井

庶務委員

編集委員

会計委員

編集委員

会計委員

樹路吉淳子介美税典介敦人義人嗣郎也幸宗
正博亮 篤洋勝主秀宏 比 太
克一勇清林淳英

庶務委員

庶務委員

監 査
庶務委員

柳上口野川野井田田本嶋 澤沢口本行邊
本 谷比
二野野萩長日平前松松松矢柳柳柳山山吉渡

誠義作史理久輔彦子治太光司武二子弘真互
美
博大貴乃泰亮智恵真俊 勝 雄敦忠幾

◇名城大学法学会規約

(名称)

第1条 本会は、名城大学法学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、名城大学法学部事務室に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の法学研究の向上をはかり、もってわが国法学研究の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達するために下記の事業を行う。

- 1 紀要「名城法学」・研究選書等の刊行
- 2 定例研究会の開催
- 3 学術講演会の開催
- 4 会員の研究の充実及び勉学の向上に必要な事業
- 5 その他必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の者をもって組織する。

① 普通会员

- 1 本学法学部専任教員（法律学・政治学担当）
- 2 本学法学部・法学研究科学生

② 特別会員

1 賛助会員

- (イ) 本学法学部特任・契約教員（法律学・政治学担当）
- (ロ) 本学法学部・法学研究科卒業生
- (ハ) 本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を経た者

2 名誉会員

- (イ) 本会の発展に特に功労があり、評議員会の決議を経た者

(会費)

第6条 会員は、別表に定めるところにより、会費を納めるものとする。

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

- 1 会長 1人
- 2 理事 若干人
- 3 監事 若干人

(役員を選任及び任期)

第8条 会長は、法学部長をもって充てる。

- ② 役員は、評議員の中から会長が指名し、評議員会の承認を得る。
- ③ 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会務を統括し、会議の議長となり本会を代表する。

- ② 会長及び理事ならびに監事は理事会を組織する。
- ③ 理事には、編集、会計及び庶務の担当を設ける。
- ④ 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

(評議員会)

第10条 評議員会は、毎年1回以上開く。

- ② 評議員は、教員の普通会員をもって充て、評議員会を組織し、本会の最高意思を決する。

(議決)

第11条 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席評議員の過半数をもって決する。

(議事)

第12条 評議員会は、次の事項を議決する。

- 1 予算、決算に関する事項
- 2 事業計画に関する事項
- 3 規約改正に関する事項
- 4 その他、理事会が必要と認める事項

(事務処理)

第13条 本会の事務は、法学部事務室で行う。

法学会規約

(規約の改正)

第14条 本規約を改正するには、評議員会において出席評議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(内規)

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、内規でこれを定める。

附 則

この規約は昭和25年6月25日から施行する。

附 則

この規約は平成2年4月26日から施行する。

附 則

- ① この規約は平成11年3月11日から施行する。
- ② 教員の年会費は平成11年度より学生会員の入会金及び年会費は平成12年度から実施する。

附 則

この規約は平成15年4月24日から施行する。

附 則

この規約は平成23年11月10日から施行する。

別表(第6条関係)

普通会員(教員)	入会金	5,000円	会費	年額10,000円
普通会員(学生)	入会金	5,000円	会費	年額7,000円
賛助会員	入会金	5,000円	会費	年額10,000円

*従来、普通会員であった賛助会員は、入会金を納めることを要しない。

*名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

法学会記事

◇ 公法研究会（修士論文報告会）

会 場 10号館2階第1大会議室

日 時 2021年1月21日（木）15時00分より

報 告 者 大橋 典子氏（名城大学大学院法学研究科修士課程）

報告題目 「多文化共生社会における労働権の再考
～フィンランド及びスウェーデンの統合法制からの示唆～」

執筆者 (掲載順)

近藤 敦 名城大学法学部教授

柳 勝司 名城大学法学部教授

長谷川 乃理 名城大学法学部准教授

松田 恵美子 名城大学法学部教授

名城法学 第70巻 第4号

令和3年3月5日印刷

令和3年3月15日発行

〒468-8502

名古屋市天白区塩釜口一丁目501番地

編集兼 名城大学法学会
発行者 代表者 伊川正樹

〒466-0025

名古屋市昭和区下槌町2-22

印刷所 株式会社 一誠社

MEIJO HOGAKU

MEIJO LAW REVIEW

Vol. 70 No. 4 2021

Articles

- Beyond McLean Case Doctrine:
Five Principles on Admission under Customary International Law
..... Atsushi KONDO 1
- Study of the decisions of the Supreme Court that considered
the cases intervened by third party as unfair profits case
..... Katsuji YANAGI 23

Note

- Gender Quota System in Korea
..... Nori HASEGAWA 71

Thesis Introduction

- Introduction to Junju MA "The Modernization of
Chinese Civil Law and the Integration of Chinese and
Western Legal Culture"
..... Emiko MATSUDA 102

Report of the Association

Published Quarterly by
The Meijo University
Law Association